



平成 24 年 11 月 29 日

各 位

会社名 西松建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 近藤 晴 貞
(コード 1820 東証第一部)
問合せ先 執行役員社長室長 河 埜 祐 一
(TEL 03-3502-7601)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。

今回の改定は、当社の現況に合わせた修正その他の表現などの変更であり、当社の内部統制システム構築の基本方針の本質を改定するものではありません。

なお、改定箇所につきましては下線で示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、事業活動の上で、企業の社会的責任を果たすための遵守すべき企業行動規範を定め、役職員がこれを実践する。

役職員全員に法令・定款等の遵守を徹底・推進するため、CSR・コンプライアンス推進部を設置する。当該部署は、コンプライアンス規程に従い、関係会社も含めた各部署にコンプライアンス担当者を指名、配置し、コンプライアンスに関する周知事項を組織内に浸透させるとともに、コンプライアンスに関する状況監査を実施し、役職員に研修を通じて、コンプライアンス意識の更なる徹底・推進を図る。

法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社グループの役職員や家族が利用できる報告窓口を社内・社外双方に設置し、協力業者が通報する窓口もホームページに設置している。万一コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、CSR・コンプライアンス推進部は、違反事項についての調査の必要性の有無、是正・再発防止策の策定などについて、社長をメンバーとする「内部諮問委員会」に諮問し、その答申をもって是正措置を講じる。

また、社外出身者を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の諸問題への対応を行うことで、より強固な体制を構築する。

反社会的勢力への対応については、反社会的勢力とは関係を一切持たないとの行動規範を厳守するとともに、対応を統轄する部署を総務部とし、マニュアルの整備、対応の周知徹底を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規程に基づき、文書等の保存・管理を行う。

また、情報の管理については、個人情報保護に関する基本方針、社内情報システム運用規約に基づいて対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制委員会が個別リスクごとに責任部署を定め、その予防的リスク管理体制と発見的リスク管理体制を構築する。

リスク管理の整備・運用上の有効性の評価は同委員会が行い、問題がある場合には各々の責任部署に対し是正勧告を行う。監査室は、リスク管理の責任部署と同委員会による「リスクの管理⇒有効性の評価」という一貫したシステムが存在するかどうか、またそれが適切に運用されているかどうかを監視する。同委員会は、自ら洗い出した個別リスクの責任部署及び予防的リスク管理体制・発見的リスク管理体制を、必ず取締役会及び監査役会に報告する。

このように当社のリスク管理体制は、「リスク管理責任部署－内部統制委員会－取締役会」で形成され、「リスク管理状況⇒有効性評価⇒報告」というシステムの存在及び運用状況を監査室がモニタリングする形で監視されている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、取締役会が決定した中期経営計画及び年度計画に基づき、取締役及び執行役員が目標達成のための戦略を立て、業務を執行する。また、経営目標が計画通りに進捗しているか否かについては、社長、本部長及び支社長を構成員とする経営会議において、モニタリングを実施し、必要に応じて、取締役会にて、担当取締役及び執行役員に計画修正を求め実行させる。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規則により定められている事項がすべて取締役会に付議されることを順守するとともに、経営会議において、取締役会に付議すべき事項等について充分審議し、取締役会が十分な情報に基づき的確な意思決定を行う体制を構築する。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

企業グループにおける業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を定め、担当取締役及び担当執行役員はコンプライアンスを重視した業務が適正に遂行されているかを適切に管理する。

グループ会社の経営管理については、担当取締役及び担当執行役員が取締役及び監査役に報告する。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、専従のスタッフを配置する。

当該スタッフの人事異動に際しては、担当取締役は監査役の同意を得るものとし、その人事考課については、担当取締役が監査役の意見を聴取したうえで行うものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告するものとする。

- ・取締役が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実
- ・全社的に影響を及ぼす重要事項
- ・監査役会が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項

⑧ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制の整備に努めなければならない。

- ・取締役会への出席や代表取締役との定期的な会合を持つとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求め、職務執行の状況を監督する。
- ・業務監査を担当する監査室並びにコンプライアンス監査を担当するCSR・コンプライアンス推進部との連携強化を図る。
- ・当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、財務報告の信頼性確保のために、綿密な情報交換を行うなど連携を図る。

この場合において、取締役及び取締役会は、監査の職務の執行のため必要な体制の整備に留意しなければならない。